

# 令和3年度税制改正

～影響力の大きい改正は？～

令和2年12月10日に自民・公明の両党より「令和3年度税制改正大綱」が公表されました。コロナ禍にあつて菅政権でははじめての税制改正であり、一般紙面では「経済再生へ減税」「企業の成長力強化」「家計に配慮」「減税拡大」などの活字が躍ります。“消費税率のup”“基礎控除額の変更”といった多くの国民の今後の行動を左右するような改正項目は見当たりませんが、全般的に減税方向の改正が多く見受けられます。今回は組合の皆様やJAを利用される方などに関連がありそうな改正項目を取り挙げてみます。

## 1. 固定資産税の据え置き（固定資産税）

令和3年度に限り、固定資産税の負担増を回避する特例措置がとられます。コロナ感染拡大前は地価が全国的に上昇傾向にあつたことを踏まえ、令和3年度の固定資産税は、令和3年の地価が下落した場合にはその下落した地価を基礎に、逆に上昇した場合においても令和2年度の固定資産税と同額に据え置かれます。

## 2. エコカー減税（自動車重量税）

車検時の自動車重量税に係るいわゆるエコカー減税が2年延長されます。さらに、一定の燃費水準を上回る車であれば初回だけではなく、2回目の車検時にも免税となる等の措置がとられます。

## 3. 教育資金、結婚・子育て資金に対する一括贈与の非課税措置の延長（贈与税）

教育資金は1,500万円まで、結婚・子育て資金は1,000万円までの一括贈与を非課税とする措置について、令和5年3月31日までその適用期限が延長となります。ただし、目的にしたがって使いきれなかった残額については、親などの贈与者の死亡時に2割増しで相続税がかかるとする増税の要素も追加されました。

## 4. 住宅取得等資金の贈与（贈与税）

住宅取得等資金の贈与について、贈与税の非課税限度額は時期によって段階的に低減することとされていましたが、令和3年4月1日から同年12月31日までの非課税限度額が引き上げられ、前年と同額となりました。結果、令和3年12月31日までは一般住宅1,000万円、省エネ等住宅1,500万円が非課税限度額となります。

## 5. 住宅ローン減税（所得税）

「年末のローン残高の1%を控除する住宅ローン減税」の適用対象となる居住用家屋の床面積基準が、50㎡以上から40㎡以上に緩和されます。

## 6. 確定申告の印鑑不要

経済のデジタル化の進展を受け、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類については、相続税の申告書に添付する遺産分割協議書等を除き、押印が不要となります。

（税理士法人J P コンサルタンツ 税理士 佐藤健一）